

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	韋應物の吏隱意識の転換について：左司郎中期を中心に
Author(s)	山田, 和大
Citation	中國中世文學研究 , 57 : 63 - 84
Issue Date	2010-03-20
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051421">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051421</a>
Right	
Relation	



# 韋応物の吏隱意識の転換について —左司郎中期を中心に—

山田和大

と。最も警策たり。今此の篇を石に刻し、伝へて将来に貽らん。因りて予の旬宴一章を以て亦後に附す。)

貞元初、韋應物爲蘇州牧、房孺復爲杭州牧。……時予始年十四五、旅二郡。以幼賤不得與遊宴、尤覺其才調高而郡守尊。以當時心言、異日蘇・杭苟獲一郡足矣。

(貞元の初め、韋応物蘇州の牧と為り、房孺復杭州の牧と為る。……時に予始めて年十四五にして、二郡に旅す。幼賤を以て遊宴に与るを得ざるも、尤も其の才調高くして郡守の尊きを覺ゆ。以て當時心に言ふ、異日に蘇・杭苟くも一郡を獲れば足れりと。)

と、韋応物への憧れを述べ、その続きに、  
「安史の大乱」後の士大夫の意識は従来の処世觀ではすでに自律できなくなつており、新たな展開を模索していた。その典型に韋応物がいる。良吏としての自覚と現実との間の矛盾相克は、官職の放擲によって超克されるものではなく、また精神的自足の点でも(退隱)が拠り所とならなかつた。この両者を止揚させるものが「出仕」にあつて「退隱」を標榜する「郡齋詩」やその精神の境地を感得しようとする「寺院詩」であつた。江南地方に避難していた折、韋応物に接し、その

白居易は2916「吳郡詩石記」(卷五十九<sup>〔1〕</sup>)の中で、はじめに

韋在此州歌詩甚多、有郡宴詩云、「兵衛森畫戟、燕寢凝清香。」最爲警策。今刻此篇于石、傳貽將來。因以予旬宴一章亦附于後。(韋此の州に在りて歌詩甚だ多く、郡宴詩有りて云ふ、「兵衛森畫戟、燕寢清香凝る」

文学と名刺史の声望にあこがれた白居易は、士大夫の意識の持ち方として、また新たな處世觀の典型として意識されたのである。白居易の前にはすでに個我意識を包み込む、自足の場としての「閑居」が提示された。

と指摘される。<sup>(2)</sup>

これについて、一二〇〇七年の韋応物墓誌の発見により、晩年の韋応物の事跡が從来考えられていたものと変わったため、蘇州刺史期の詩の繫年も変更する必要が出てくる。詳細は別稿で論じたが、蘇州刺史期には寺院詩があまり作られなくなっていく。<sup>(3)</sup>

後述するように、韋応物は蘇州刺史になる以前、江州刺史のころは寺院詩を多く作り、吏隱の境地に至るためには寺院という場の力を必要としていた。寺院詩と郡齋詩とともに作っていた時期から、蘇州刺史期にはもっぱら郡齋詩を作るようになる。この転換があること、またなぜそのような吏隱意識の転換が起つたのかが問題にな

る。韋応物の吏隱意識の転換がなければ、白居易の詩文への影響もなかつたかもしれないため、中唐文学史上における重要な問題に繋がっていく可能性があるからである。

### 江州刺史期と蘇州刺史期の間には、左司郎中であつた

約一年間がある。この時期の詩を検討することが、韋応物の吏隱意識の転換を解明することに繋がるはずである。そこで、本稿では、まず從来、左司郎中期の作とされてきた詩の繫年を可能な限り確定させる。そして韋応物の外任後、特に江州刺史期の吏隱意識を概観し、その上で左司郎中期の吏隱意識を考察する。最後に吏隱意識の転換の理由について述べてみたい。

#### 一 左司郎中期の詩の繫年

まず、從来の繫年について確認しておく。「繫年」と『校注』の見解をまとめたのが次の表である（配列は『繫年』の順による）。

詩題	孫望『繫年』	陶敏・王友勝『校注』
○ [20231021] 休沐東還胄貴里示端 [15177] 送馮著受李廣州署爲錄事 [80] 對韓少尹所贈硯有懷	貞元四（七八八）年春の作 貞元四（七八八）年 貞元四（七八八）年	大曆十四（七七九）年の作 大曆四（七六九）年晚春から初夏 建中三（七八二）年夏
○ 送顏司議使蜀訪圖書	貞元四（七八八）年か？	貞元四（七八八）年 大曆十一（七七六）年秋

奉和聖製重陽日賜宴	○	○	○	○	○	○
雪夜下朝呈省中一絕	[	[	[	[	[	[
答馮魯秀才	357292536291261105290					
和吳舍人早春歸沐西亭言志	[	[	[	[	[	[
送褚校書歸舊山歌						
奉和張大夫戲示青山郎						
至開化里壽公故宅						
建中二（七八二）年か？	貞元四（七八八）年	貞元四（七八八）年	貞元五（七八九）年	貞元五（七八九）年	貞元五（七八九）年	貞元五（七八九）年正月
作詩年代未詳						
貞元年間	貞元四（七八八）年	貞元四（七八八）年	貞元四（七八八）年	貞元四（七八八）年	貞元四（七八八）年	貞元四（七八八）年九月

一覧してわかるように、両者の食い違いが無く、ほぼ確実に左司郎中期の作だと考えられるのは、四首（○）を付けたもの）のみである。ここでは、それ以外のものについて、作詩時期を確認する。

まず、80「休沐東還胄貴里示端」（巻二）を見てみよう。

1 宦遊三十載  
2 田野久已疎

宦遊すること三十載  
田野 久しく已に疎なり

…

13 存沒惻私懷  
遷變傷里閭

存沒は私懷を惻ましめ  
遷変は里閭を傷む

…

14 欲言少留心  
中復畏簡書

少しく心を留むと言はんと欲するも  
中ごろ復た簡書を畏る

…

15 世道良自退  
榮名亦空虛

世道良に自から退き  
榮名も亦空虚なり

…

16 與子終携手  
歲晏當來居

子と終に手を携へて  
歳晏くして当に来たりて居すべし

20 19 18 17 16 15 14 13  
歲晏當來居 與子終携手  
榮名亦空虛 世道良自退  
中復畏簡書 欲言少留心  
遷變傷里閭 存沒惻私懷  
…

『繫年』は、第1句の「三十」を「二十」に作る『韋江州集』を底本にし、洛陽丞になつて約二十年後、貞元四（七八八）年の作とする。『校注』は、三衛となつた天宝八（七四九）年頃から三十年後、大曆十四（七七九）年の作とする。第1句からは、両説ともに可能性はある。そこで、第13・14句に注目したい。人の生き死にが自分で自身の心を悲しくさせ、時間の流れは村里的様子を変えてしまつたと言う。「存沒」という語を使つた表現は、351「同德精舍旧居傷懷」（巻六）に、

1 洛京十載別  
2 東林訪舊扉  
3 山河不可望  
4 存歿意多違

洛京 十載の別  
東林 旧扉を訪ぬ  
山河 望むべからず  
存歿 意違ふこと多し

とある。この詩は大曆十四（七七九）年に作られた悼亡詩であり<sup>(6)</sup>、妻が生きていた頃と、亡くなつた今とでは山河を見たときの気持ちに違いが多いと詠んでゐる。「休沐東還胄貴里示端」は従弟にあてたものであり、亡き妻に言及することも十分に考えられる。第13・14句は人々に一族のいる郷に帰つたのに、かつての一族の集まりと違つて今は妻がないという状況を詠んだものであろう。

また、第18句では「栄誉も名声もむなしいものである」と詠む。これと同様の表現は、<sup>263</sup>「清都觀答幼遐」（巻五）に「榮名等糞土、携手隨風翔。」（榮名は糞土に等しく、携手して風の翔るに随はん。）と、かなり強烈な言い回しが見える。この詩は『繫年』が大曆十三（七八八）年の作とし、『校注』が建中元（七八〇）年長安閑居、すなわち灋上閑居の時の作とする。いずれにしても、外任以前のものである。

これらの比較的早い時期の詩の表現との類似から考えて、<sup>80</sup>「休沐東還胄貴里示端」は大曆十四年ごろの作とする方が妥当であろう。

次に<sup>177</sup>「送馮著受李廣州署為錄事」（巻四）を検討する。この詩の繫年で重要なのは、馮著の事跡および「李廣州」という人物の確定である。

まず、「李廣州」の候補として、郁賢皓氏の考証<sup>(7)</sup>を参照

次に、馮著の事跡について陶敏氏は、<sup>353</sup>「張彭州、前与緜氏馮少府各惠寄一篇。多故未答、張已云没。因追哀敘事兼遠簡馮生」（巻六）を解説して次のように述べている（□ 内は筆者注）。

張彭州、張旣。……張旣建中以司封郎中知制誥、張西掖文翰、見1912C〔寓居灋上精舍寄于張二舍人〕詩、時韋在南省爲比部員外郎。詩當貞元元年秋作。……馮少府、馮著。馮著、馮魯兄弟均與韋應物交游。但馮魯貞元五年方及第、見1947A〔答馮魯秀才〕詩、故此馮少府乃馮著、且知1928D〔送馮著受李廣州書為錄事〕詩之李廣州非大曆六年之廣州刺史李勉、當是貞元三年之廣州刺史李復。

「張彭州、前与緜氏馮少府各惠寄一篇。……」の作詩

時期は、張彭州が卒したときと考へあわせると、貞元元（七八五）年比部員外郎期であり、そのころ馮著は緜氏県（現在の河南省偃師市）の「少府」（尉）だったと言う。『元和郡縣圖志』巻五「河南府」によると、緜氏県は次赤県である。その尉は京縣の尉に次ぐのだから從八品下であろう。

一方、<sup>177</sup>「送馮著受李廣州署為錄事」で、馮著が任命されたと思われる「廣州錄事」について見ておく。『旧唐書』巻四十一によると、廣州は中都督府である。中都督府の「錄事」は從九品上である。この場合、廣州錄事か

ら緜氏県少府に昇任したと考えることができる。また、

「録事」は録事参軍事の略称として使われることもある。

その場合、中都督府である広州では、正七品下である。

陶敏氏が「李廣州」を李復としているのは、馮著が從八品下の緜氏県少府から正七品下の広州録事参軍事に昇官したと考えているからだろう。この詩のみから判断するとともに妥当性があるようと思える。

ここで、73 「贈馮著」（巻二）に着目してみたい。

- |         |            |
|---------|------------|
| 1 契闊仕兩京 | 契闊として兩京に仕へ |
| 2 念子亦飄蓬 | 子も亦飄蓬たるを念ふ |
| 3 方來屬追往 | 方來追往に屬し    |
| 4 十載事不同 | 十載事へて同にせず  |
| ⋮       | ⋮          |

一所懸命に洛陽と長安二つの都で出仕している私は、いろいろなところを渡り歩いている君のことと思う。将来的には、この十年間君と同じ場所で仕事をしなかつたことも思い出となるだろう、と詠む。

傅璇琮氏は「韦应物系年考证」大曆十二年の条にこの詩を引いて、

「十載事不同」、或指大曆初期至本年前后。按、据前大曆四年条，冯著曾于大曆四年后数年间受辟为李勉岭南节度使幕为录事。李勉于大曆七年冬改任他职，冯著当

也罢录事之职北上，此时又入长安，应物赠之以诗。

と、大曆の初め頃から大曆十二年ごろまでの十年間ほど、馮著と同じ場所で仕えることができなかつたという詩句があり、それはちょうど大曆四年から数年間、広州録事になつていた期間にあたると指摘する。

重要なのは、韋応物が洛陽と長安それぞれに出仕していた間、馮著と離れていたと表現していることである。

韋応物の事跡において、彼が「十載」のうちに、「兩京」に仕えていたと言える期間は洛陽丞となつた永泰年間から京兆府功曹を終える大曆十三（七八八）年までの間しかなく、左司郎中となつた貞元四（七八八）年ごろの前後十年間には、洛陽で出仕していた形跡は見られない。とすれば、馮著は韋応物が洛陽・長安で出仕していた大曆年間ごろに、韋応物から遠く離れたところで出仕していたと考えるのがよさそうである。今、問題にしている詩に見える「広州」であれば、その遠く離れた地という条件を十分にクリアできる。したがつて、「送馮著受李広州署為録事」は、大曆四年ごろ馮著が広州録事として李勉の幕下に赴いた頃の作とするのがよいだろう。

次は、215 「送李侍御益赴幽州幕」（巻四）を検討する。この詩の繫年を考えるときには、李益の事跡である。『旧唐書』卷一百三十七「李益伝」に「益不得意、北遊河朔。幽州劉濟辟為從事。」（益意を得ずして、北のかた河朔に遊ぶ。幽州の劉濟辟して從事と為す。）とあ

り、劉濟に呼ばれて幽州に行つたことがわかる。『旧唐書』

卷一百四十三「劉怦伝」および「劉濟伝」によると、劉濟が幽州節度使となつたのは、父劉怦が卒した貞元元年九月以降であり、『繫年』は、これをもとに貞元四年に繫年している。

譚優學氏<sup>(1)</sup>は、建中三（七八二）年、李益が三十五歳の時の事跡について、「是年初夏还長安、拟仍返怀光幕赴幽州。后以他故、未行、仍留长安。」と記す。その考証の中で、韋応物のこの詩にも触れ、次のように述べる。

去年李益入怀光幕、冬春巡行朔野。今年初夏、以故回  
还京师、仍拟返怀光幕、隨之东北、讨拒田悦、朱滔等。  
其时宜有李军直搗幽州、覆滔巢穴之议、故韦作诗送之，  
标题曰「赴幽州幕」、后以他故而益未尝往也。

李益は、建中二年に朔方節度使李懷光の幕下に入り、建中三年初夏に長安に帰つた。その年、幽州で朱滔らの乱が起つて、李懷光はその平定に行くことになつた。李益がそれに付き従うことになつたとき、比部員外郎であつた韋応物がこの詩を送つたといふのである。譚氏はさらに詩の内容について、

12 日夕生夏雲　日夕　夏雲生ず

を取り上げ、『資治通鑑』卷二百一十七「唐紀・德宗神武聖文皇帝建中三年」五月の条に「辛卯、詔朔方節度使李懷光、將朔方及神策步騎萬五千人東討田悅、且拒滔等。」

（辛卯、朔方節度使李懷光に詔して、朔方及び神策の歩騎万五千人を將めて東して田悦を討ち、且つ滔等を拒がしむ。）とあるのと、12句目の「夏雲」が季節の上で符合すること、また、

5 始從車騎幕　始めは車騎の幕に従ひ  
6 今赴嫖姚軍　今は嫖姚の軍に赴く

という句について、5句目は大曆年間に李益が「司空魚空」<sup>(2)</sup>蔵希讓に従つて北征したことを使い、6句目はこれから李懷光の軍に入つていくことを述べたのだと解している。こうしたことから、譚氏は215「送李侍御益赴幽州幕」が韋応物の比部員外郎期の作だという下孝萱氏の考証が妥当であるとしている。

この詩には、

13 司徒擁精甲　司徒　精甲を擁し  
14 誓將除國氣　誓ひて將に國氣を除かんとす

という句が見える。傅璇琮氏は『旧唐書』卷一百四十三

- 11 12 悠悠行子遠　悠悠たり 行子遠く  
10 眇眇川途分　眇眇たり 川途分かる  
11 登高望燕代　高きに登りて燕代を望むに

「朱滔伝」に「建中二年、……以功加檢校司徒。」（建中二年、……功を以て檢校司徒を加へらる。）とあることから、「司徒」は朱滔であるとし、「國氣」は『旧唐書』卷

十二「徳宗紀上」建中三年正月条に「丙寅、幽州節度使朱滔・張孝忠 李惟岳の兵を東鹿に破る。」とある李惟岳の叛乱を指すと言う。<sup>12</sup>

一方、第14句の「國氣」にあたる幽州での出来事は、建中三年四月<sup>13</sup>に起きた朱滔らの叛乱が相当するとも考えられる。ただ、この場合、「司徒」は、その鎮圧を任命された李懷光を指していると思われるが、李懷光自身は司徒に任命されてはいない。

この点について、傅璇琮氏は、「蓋其時朱滔虽叛，与王武俊、田悅相連结，但其消息尚未传来。」と、朱滔の乱は起こつたものの、詩が詠まれた時点では、まだその情報が伝わってなかつたとし、譚氏は、「惟「司徒」一銜、不見怀光本传，疑旧史失载，此種情況甚多，无庸举例。」と、李懷光が「司徒」に任せられたことが史書から漏れているだけだと述べている。  
どちらかに確定するのは難しいが、「國氣」や「司徒」といった詩の中のことばが指す内容から考えると、この詩は比部員外郎期の作とする方がよい。

つづいて、202「送顏司議使蜀訪図書」（巻四）を見てみると。「繫年」は、左司郎中期とする根拠を挙げておらず、『校注』は、大曆十一（七七六）年七月に括図書使とな

り、江淮地方に行くことになつた耿津と同時に命を得て蜀に行つたのではないかと推測している。詩の内容からどちらが妥当か検討する。

7 無爲久留滯 為す無かれ 久しう留滯するを  
8 聖主待遺文 聖主 遺文を待つ

ここに見える「聖主」という語に着目したい。この語は韋応物詩では他に<sup>364</sup>「登高望洛城作」（巻七）に「聖主乃東眷、俾賈拯元元。」（聖主乃ち東眷し、俾賈元元を拯ふ。）とある。「登高望洛城作」の第13・14句には「十載構屯難、兵戈若雲屯。」（十載 屯難を構へ、兵戈 雲屯のごとし。）と見え、この表現から見て、安禄山の乱が起きた天宝十四（七五五）載から十年後の永泰元（七六五）年ごろ、洛陽での作とするのがよい。また「聖主」ということばに似たものとして、<sup>358</sup>「驪山行」（巻十）に、

35 聖皇弓劍墜幽泉 聖皇の弓剣 幽泉に墜ち  
36 古木蒼山閉宮殿 古木蒼山 宮殿を閉づ  
37 繢承鴻業聖明君 鴻業を續承す 聖明君  
38 威震六合驅妖氛 威は六合を震はせ 妖氛を驅る

と、「聖皇」、「聖明君」の語が見える。前者は安禄山の乱によつて都を逐われ、すでに崩御していた玄宗を、後者は安禄山の乱からの復興を成し遂げた代宗を指す。「驪

「山行」も洛陽丞に任命されたばかりの作であり、かなり早い時期の作である。韋應物が詩の中で「聖」を冠して呼んでいる皇帝はこの二人のみであるから、202「送顏司議使蜀訪圖書」も代宗の大曆年間の作である可能性がやや高いと思われる。

105 「雪夜下朝呈省中一絕」は、次のようにある。

1 南望青山滿禁闈  
南のかた青山を望めば禁闈に満ち

2 曉陪鴛鷺正差池

曉に鴛鷺の正に差池たるに陪す  
共に愛するは朝來 何處よりの

3 共愛朝來何處雪  
蓬萊宮里拂松枝

蓬萊宮里 松枝払ふ  
雪

この詩は詩題の「省中」から考えて、尚書省に所属していた比部員外郎期、または左司郎中期の作であると考えられる。似た光景を読む他の韋應物詩として比部員外郎期の作<sup>167</sup>「和張舍人夜直中書寄吏部劉員外」(巻三)に「松桂生丹禁、鴛鷺集雲臺。」(松桂 丹禁に生じ、鴛鷺雲台に集まる)と、役人が列を成して朝廷に集まつくる様子が描かれている。これと類似した表現をしている点から、105も比部員外郎期の作である可能性の方がやや高い。

次は261「答馮魯秀才」(巻五)について考える。『繫年』は、「秀才」という語が、唐宋のころには、科挙に合格し

た者を言うようになったことに着目し、この詩を馮魯が進士に登第した貞元五(七八九)年の作と見ている。『校注』は、大曆十三(七七八)年の作とするが根拠は挙げていない。詩に次のようにある。

9 簿書勞應對  
篇翰曠不尋  
10 簿書應對するに勞し  
篇翰曠しく尋ねず

第9句に見える「簿書」に着目したい。「簿書」を管理するのは、『新唐書』巻四十九下「百官志下」王府官に「功曹參軍事掌文官簿書、考課、陳設。」(功曹參軍事は文官の簿書、考課、陳設を掌る)とあり、功曹參軍事の仕事であることがわかる。これが忙しいと言っているのだから、このとき韋應物は京兆府功曹參軍のはずである。韋應物は大曆九年から十三年秋ごろまで京兆府功曹參軍に任じられていたから、この詩は遅くとも大曆十三年秋以前の作である。

536 「送褚校書帰旧山歌」(巻十)について、『繫年』は比部員外郎期の作とも考えられるが、とりあえず左司郎中期に置くとする。秘書省で校書郎として出仕していた褚某を見送るという題や、

17 春風飲餞灞陵原  
莫厭歸來朝市喧

春風飲餞す 灞陵の原  
厭ふ莫かれ 帰來朝市喧

しと

19 不見東方朔  
20 避世從容金馬門

見ずや 東方朔の  
世を避けて金馬門に從容た  
るを

と、17句目以降で現在の西安市にある「灞陵原」で送別  
の宴を開いている様子を述べ、省庁に帰ってきて欲しい  
と言つてゐるところからすると、長安での作であること  
は間違いない。しかし、比部員外郎期か、左司郎中期か  
ということについては、確定できる要素が無く、これ以  
上の考証は難しい。

最後に357「至開化里寿公故宅」(巻六)を見てみたい。  
「開化里」は長安の坊里の名で、「寿公」は寿春公黎幹  
を言う。黎幹は、韋應物が京兆府功曹になつたときには世  
話になつた人物である。この詩は次のような内容である。

1 寧知府中吏  
2 故宅一徘徊  
3 歷階存往敬  
4 瞳位泣餘哀  
5 廢井沒荒草  
6 陰牖生綠苔  
7 門前車馬散  
8 非復昔時來

寧ぞ知らん府中吏の  
故宅に一たび徘徊するを  
階を歷て往敬を存し  
位を瞳て余哀に泣く  
廢井荒草に没し  
陰牖生綠苔  
門前車馬散じ  
復た昔時の来たるに非ず

かつて京兆府功曹として働いていた自分が黎幹が亡くなつたあの家を訪れるとは思わなかつた。階段を上つていくときには過ぎし日に抱いた黎幹への敬意がまだ心に残つてゐるのを感じ、位牌を見ては黎幹が亡くなつたときからずっと引きずつてゐる悲しみにこらえきれず涙した。すっかり枯れた井戸は荒れ草に隠れ、北向きの窓には苔が生えていた。門の前にかつて集まつてゐた車馬はいなくなり、昔来たときは違うことを痛感した、と詠む。この詩は黎幹が卒した大曆十四年(七七八)年五月以降長安での作であることは明らかである。

問題は、いつ黎幹が亡くなつたあの家を訪問したか

ということである。『繫年』は、第5・6句の表現から、「見黎幹之死已歷時日矣，故次於建中二年也」と、黎幹の死後、しばらく経つてからの作だから、建中二(七八一)年の作だとしてゐる。一方、『校注』は、黎幹の墓誌<sup>[16]</sup>に「大曆十四祀、詔徙端州、以素疾而終。享年六十四。尋沐鴻恩昭雪、以本官歸葬。……至貞元庚午歲十一年廿八日庚寅、遷宅于洛陽翟縣清風鄉之原。禮也。」(大曆十四祀、詔ありて端州に徙るに、素疾を以て終はる。享年六十四なり。尋いで鴻恩に沐して昭雪せられ、本官を以て帰葬せらる。……貞元庚午の歳十一年廿八日庚寅に至り、宅を洛陽翟縣の清風郷の原に遷す。礼なり。)とあるのを引いた後、「庚午、貞元六年。韋應物建中三年出守滁州、貞元四年方歸長安、詩當即此年作。」と、外任から帰つてきたばかりの貞元四(七八八)年に詠んだのだろうとする。

どちらの可能性も考えられると思う。ただ、大曆十一（七

七六）年に韋応物の妻が亡くなり、その次の年の春から夏の間ごろの悼亡詩、『過昭国里故第』（巻六）には、

342 「過昭国里故第」（巻六）には、

- 5 池荒野筠合 池荒れて野筠合し  
6 庭綠幽草積 庭緑にして幽草積す

と、家が荒れている様子を詠んでいる。同じように、黎幹が亡くなつたあと、二、三年の間に「至開化里寿公故宅」詩を詠んだとしてもおかしくはない。

ここでは、『繁年』の判断に従い、韋応物が初めて長安で勤める年に、比部員外郎の時期の作としておく。

以上から、從来の繁年に食い違ひが見られるものはほんとどが左司郎中期のものではないことが確認できた。これらを除いた四首から、左司郎中期の吏隱意識を見て、いこうと思うが、その前に左司郎中期以前、とくに江州刺史期の吏隱意識について概観しておきたい。

## 二 江州刺史期の吏隱意識

江州刺史期には三十一首の詩が詠まれており、寺院詩はそのうちの十首である。これは、蘇州刺史期の詩三十首中、一首しか寺院詩が見られないことに比べ、数としても割合としても格段に多い。そこで、ここでは江州期の寺院詩を中心に韋応物の吏隱意識を検討していく。まず、426 「尋簡寂觀瀑布」（巻七）を見てみたい。

### 1 躞石敲危過急澗

石の敲危たるを躡みて急澗を過ぎ

### 2 攀崖迢遞弄懸泉

崖の迢遞たるを攀ぢて懸泉を弄す

### 3 猶將虎竹爲身累

猶ほ虎竹を將て身の累ひと為し

### 4 欲付歸人絕世緣

歸人に付して世縁を絶たんと欲す

傾いていて危ない石の上を歩いて急な流れの谷川を通り過ぎ、高い崖をよじ登つて滝を愛でていると、刺史に任命されたときに授与された割り符がうつとうしいものに感じられ、それを簡寂觀から帰つていく人に託して、世俗との縁を切りたい、と詠む。とくに第3・4句に頗著なよう、道観に行き、俗世から離れた場所で、俗世間のわざらわしさをいやがつている様子が見える。

同じく簡寂觀で詠んだ詩に、427 「簡寂觀西澗瀑布下作」（巻七）がある。

### 1 淳流絕壁散

淳流 絶壁に散じ

### 2 虛烟翠澗深

虚烟 翠澗に深し

### 3 叢際松風起

叢際に松風起こり  
飄來灑塵襟

### 4 窺蘿玩猿鳥

蘿を窺ひて猿鳥を玩で

### 5 窺蘿玩猿鳥

蘿を窺ひて猿鳥を玩で

6	解組傲雲林	組を解きて雲林に傲ぶ
7	茶果邀真侶	茶果もて眞侶を邀へ
8	觴酌洽同心	觴酌もて同心に洽からしむ
9	曠歲懷茲賞	曠歲茲の賞を懷き
10	行春始重尋	行春に始めて重ねて尋ぬ
11	聊將橫吹笛	聊か將て横笛ままに笛を吹き
12	一寫山水音	一に写さん山水の音

「行春」は、太守がその治所を巡り、民衆を助けることを行う。したがつて、ここに詠まれていてる楽しみは役人をしながら、それもただ職にあるだけではなく、役人としての任務の最中に味わえたものであることがわかる。さきに見た役人生活を煩わしいと詠む「尋簡寂觀瀑布」詩と比べると、同じ簡寂觀の滻を尋ねたのではあるが、役人世界に対する態度がかなり違う。「簡寂觀西澗瀑布下作」に「行春始重尋」とあるから、「尋簡寂觀瀑布」詩が先に詠まれ、「簡寂觀西澗瀑布下作」が後に詠まれたと考えられる。二度目に簡寂觀を訪れたときになつて、公務である巡察をしながらでも道觀や山水の風景を眺め、楽しめることに気付いたのである。

こうした発想に基づく詩として、303「因省風俗訪道士姪不見題壁」(巻五)がある。

1 去年澗水今亦流　去年の澗水今亦流れ  
 2 去年杏花今又折　去年の杏花今又折る  
 3 山人歸來問是誰　山人帰り來たりて是れ誰なる  
 4 還是去年行春客　<sup>還</sup>た是れ去年の行春の客　かと問はば

ここには、俗世間を離れた道觀で楽しく過ごす様子が見て取れるが、注意すべき点がある。それは、第10句に見える「行春」という語である。『後漢書』巻三十三「鄭弘伝」に「太守第五倫行春。」(太守第五倫行春す。)とあり、その李賢注に「太守常以春行所主縣、勸人農桑、振救乏絶。」(太守常に春を以て主る所の県を行り、人に農桑を勧め、乏絶なるを振救す。)と見えるように、

道士の住処にある谷川、あんずの花は、去年と同じく今も流れていたり、手折られていたりする。山に住む道士がここに帰ってきて誰が来たのかと問うたならば、それもまた去年と同じく「行春」の途中にここを尋ねてき

た旅人ですと答えよう、という内容である。

第4句の「行春客」に着目したい。会えなかつた道士に対して、書き置きをするにしても、自分のことを「行春客」と言う必要は無い。実際に、韋応物自身の灘上閑居時の作<sup>407</sup>「同韓郎中聞庭南望秋景」(卷七)に「朝下抱餘素、地高心本閒。如何趨府客、罷秩見秋山。」(朝より下りて余素を抱き、地高くして心本より閑なり。如何ぞ府に趨くの客ならば、秩を罷めて秋山を見んや。)と、まるで役所は、自分がいるべき場所ではなかつたというかのような「趨府客」という表現も見られるのである。「行春客」ということばは、この詩を詠んだ時の韋応物の意識として、役人の仕事と道観や寺院を訪ねることは矛盾したものではなかつたことを裏付けるものであろう。このように役人仕事をしながら、役所から離れた場で隠遁の気分を味わうものは他の江州刺史期の詩にも見られる。同じく貞元二年春の巡察の時に詠まれた、「春月觀省屬城始憩東西林精舍」(卷六)に次のようにある。

人事即云沢  
人事即ち云に涙び  
歳月復已綿  
歳月復た已に綿たり  
殿宇餘丹紺  
殿宇丹紺を余し  
磴閣峭欹懸  
磴閣欹懸に峭たり  
佳士亦棲息  
佳士も亦棲息し  
善身絶塵縁  
身を善くして塵縁を絶つ

…  
17 人事即云沢  
人事即ち云に涙び  
18 歳月復已綿  
歳月復た已に綿たり  
19 殿宇餘丹紺  
殿宇丹紺を余し  
20 磬閣峭欹懸  
磴閣欹懸に峭たり  
21 佳士亦棲息  
佳士も亦棲息し  
22 善身絶塵縁  
身を善くして塵縁を絶つ

…  
12 11 每慮觀省牽  
觀省の牽くを慮ぶる毎に  
10 中乖遊踐志  
中に遊踐の志に乖く  
我尚山水行  
我は尚ほ山水に行き  
12 11 子歸棲息地  
子は棲息の地に帰る

今我蒙朝寄

今我朝寄を蒙り

教化敷里鄙

教化もて里鄙に敷かんとす

道妙苟爲得

道妙苟しくも得たりと為さば

出處理無偏

出處理偏り無からん

心當同所尚

心當し尚ぶ所と同じくせば

跡豈辭纏牽

跡豈に纏牽せらるるを辞せんや

巡察の途中に寄つた、東西寺は俗世間と離れており、そこで休憩していると超俗の気分になる。しかし、一方で自分は朝廷から刺史に任命され、家々に皇帝の教化を広めていく責任がある。もし仏教の教義を修めることができたならば、出仕も隠遁も変わりはなく、わざらわしい仕事を辞める必要はない、と詠む。

「簡寂觀西澗瀑布下作」に見える役人をしながら楽しむという状態から、一步進んで、仏教の教義を修めることができれば、たとえ役所にいたとしても、寺院で味わつた氣分を手にできると言つている。

次に、寺院詩ではないが、「因省風俗与從姪成緒遊山水中道先帰寄示」(卷三)を見てみたい。

- 13 一操臨流袂  
14 上聳千雲響  
15 獨往倦危途  
16 懷沖寡幽致  
17 賴爾還都期  
18 方將登樓遲
- 17 郡有優賢榻  
18 朝編貢士詔  
19 欲同朱輪載
- 16 上に雲を干すの響を聳む  
15 独り往くも危途に倦み  
16 沖しきを懐きて幽致寡し  
17 賴む爾の都に還る期  
18 方将に樓に登りて遅たんことを
- 17 郡に優賢の榻有り  
18 朝に貢士の詔を編ず  
19 朱輪の載するに同じくせんと欲すれ  
ば
- 仕事として春の巡察をしなければならないと思うたびに、山水の中に足を踏み入れて遊びたいという気持ちに背いていた。従姪成緒が西林寺に帰り、別れた後もしばし遊行を続け、一人山水の中を進むつもりだが、きっと一人ではつまらないだろう。成緒が都に帰つてくるころに、高い楼閣に登つて帰りを待つていよう、と詠む。
- この詩では、「春月觀省屬城始憩東西林精舍」と違つて、自分が持つてゐる山水遊行への思いと、職務である巡察が相反するもののように詠まれている。
- しかし、同じく江州刺史のころ、同じ成緒に送つた「題從姪成緒西林精舍書齋」(巻七)には次のようなことばが見える。

- 20 勿憚移文誚 移文の誚ること勿かれ
- 韋応物自身が勤める江州には賢者を特別に優遇するための長いすがあり、朝廷では郷貢の進士のための詔が編まれている。漢代に二千石の公卿などが乗つたという朱輪に乗れるように出世したいのであれば、山林に住む者が出仕するのを非難する移文にそしられるのをいやがつてはならない、と詠う。
- ここには、「因省風俗与從姪成緒遊山水中道先帰寄示」の中で仕事が自分の遊びたいという気持ちと相反すると述べていたのと異なり、むしろ積極的に出仕を勧めていられる様子が見える。寺院にいる時には、こうした心境になれたようである。
- 寺院という場で詠んだのではないが、僧などに寄せた詩も、寺院に関わつてゐるという意味で、寺院詩だと考えることができる。
- 1 兀兀山行無處歸 兀兀として山行し処として帰る  
2 山中猛虎識棕衣 山中の猛虎棕衣を識る  
3 俗客欲尋應不遇 俗客尋ねんと欲すれども応に遇はざるべし  
4 雲溪道士見猶稀 雲溪の道士見ること猶ほ稀な
- (151 「寄廬山棕衣居士」巻三)

一心不乱に山を登つていくうちに帰り道を忘れてしまつた。そのとき聞こえてきた虎の鳴き声は、まるで自分が尋ねようとしている棕櫚で作った服を来た居士の居場所を知つてゐるかのようであつた。俗世間からきた韋応物自身は彼を訪ねようとしても会えないだらう。雲やもやが満ちる谷に住む道士に会うのはまれだから、と詠む。この詩では、自分自身を「俗客」と言い、自らの生活の中心が役人世界にあることが意識されている。

- 1 結茅種杏在雲端 茅を結び杏を種うるは雲端に在  
2 掃雪焚香宿石壇 雪を掃き香を焚き石壇に宿る  
3 靈祇不許世人到 靈祇は世人の到るを許さず  
4 忽作雷風登嶺難 忽ち雷風を作して嶺を登るに難  
あり（158 「寄黄尊師」卷三）

黄尊師は雲の端ほどの高さの場所で廬を結び、杏の木を植えて、雪を掃き清め、香を焚き、石製のうてなに住んでいる。神靈はそこに俗世間の人間がたどり着くのを許さず、突然雷や風を巻き起こしてしまつたため、黄尊師のいるところまで登れなかつた、と詠う。

この詩でも、自分自身を「世人」と言い、同じく生活の中心が役人世界にあることを意識した表現となつてい

- 1 世間荏苒繁此身 世間荏苒として此の身に繁はり  
2 長望碧山到無因 長く碧山を望むも到るに因る無  
3 白鶴徘徊看不去 白鶴徘徊して看れども去らず  
4 遙知下有清都人 遥かに知る下に清都の人有るを  
(150 「寄劉尊師」卷三)

俗世間のことが長い間ずつと我が身にまとわりつき、ずっと劉尊師の住む青い山を望みみていたが行く機会がない。山を眺めているうちに、白い鶴がずっと滯空している場所があつた。きっとそこに天帝の都の人が住んでいるのだろう、と言う。

この詩でも、第1句に顕著なように、自分は俗世間の人間であるという認識が表出されており、さらに「繁」字を使い、俗世にいることをあまりいいことと思つていない様子が見える。

この三首に共通するのは、自分は俗世界の人間であるから、僧らに会いに行けない、もしくは山に行つても会えないこと述べることである。

このような状態をうまく解消するためなのか、次のような詩も詠まれている。直前の二首に見えた、黄尊師・劉尊師へ宛てた詩である。

....

9 道尊不可屈

道尊は屈すべからず

10 符守豈暇餘

符守は豈に暇余あらんや

11 高齋遙致敬

高齋に遙かに敬を致す

12 願示一編書

願はくは一編の書を示さんことを

(159) 「寄黃劉二尊師」卷(三)

二人の尊師が住む廬山が超俗の場所であることを述べたあととのまとめの部分である。僧侶たちは自らの志を屈せず、山を下りたりできないし、刺史である自分も山に登る暇はない。そこで、この二人のいる山中からは遠い郡斎から敬意を払つて詩を送り、一冊の書物を頂きたいと詠む。

こうした態度は、郡斎にいながらにして、寺院や山中にいるときのような境地に至りたいという思いの表れであろう。

以上、見てきたとおり<sup>(15)</sup>、江州刺史期の韋應物は山水での遊行が良いのだと時折は述べつつも、吏隠の境地を詠出することもできるようになっていた。しかし、それに是は寺院や僧など特殊な場や人物との関わりをもつことが不可欠であった。だが、蘇州刺史期にはそうした寺院にまつわるものと詩に詠まなくても、吏隠の境地に至ることができるようになつていて、この転換を解く鍵は左司郎中期にある。

第一節で考証したように、確実に左司郎中期の詩と認定できるのは、四首のみである。本節では、それぞれの詩にどういう吏隠意識が詠まれているのかを考える。

310 「対韓少尹所贈硯有懷」(卷六)は次のようである。

1 故人謫遐遠

故人 遐遠なるに謫せられ  
硯を留めて斯文を籠む

2 留硯寵斯文

白水 香墨を浮かべ

3 白水浮香墨

清池 满夏雲

4 清池滿夏雲

念離心已永  
離るるを念ひ心已に永く

5 念離心已永

6 感物思徒紛  
物に感じて思ひ徒々に紛る

6 感物思徒紛

7 未有桂陽使  
未だ桂陽の使ひ有らず

7 未有桂陽使

8 裁書一報君  
書を裁して一に君に報ぜん

古なじみである韓質が遠く郴州(現在の湖南省郴州市一帯)にまで左遷された。彼がかつて贈つてくれた硯を見ていると、別れてしまつて悲しく思う気持ちがわき起つてきた。桂陽とも呼ばれた郴州からの使者がまだ来ていないので、手紙を書いて君に近況を報告しようと思う、という内容の詩である。

遠く離れていた友人を思つた詩であることもあってか、吏隠意識につながるものは詩に表れてはいない。「奉賀聖製重陽日賜宴」(卷五)には次のようにある。

2 端居在穆清

3 玄功致海晏

4 錫謙表文明

5 恩屬重陽節

6 雨應此時晴

7 寒菊生池苑

8 高樹出宮城

9 捧藻千官處

10 垂戒百王程

11 復觀開元日

12 臣愚獻頌聲

端居 穆清に在り  
玄功は海晏を致し

錫謙は文明を表す

恩は重陽節に属し

雨も此の時に応じて晴る

寒菊 池苑に生じ

高樹 宮城より出づ

藻を捧ぐ 千官の処

戒めを垂る 百王の程

復觀観開元の日

臣は愚なれども頌声を献ぜん

にある。

1 暁漏戒中禁

2 清香肅朝衣

3 一門雙掌誥

4 伯侍仲言歸

5 亭高性情曠

6 職密交遊稀

7 賦詩樂無事

8 解帶偃南扉

9 陽春美時澤

10 旭霽望山暉

11 幽禽響未轉

12 東原綠猶微

13 名雖列仙爵

14 心已遭塵機

15 即事同巖隱

16 聖渥良難違

曉漏は中禁を戒め  
清香は朝衣に肅たり

伯は侍仲は言に帰る

一門の双掌誥

亭高くて性情曠に

職密かにして交遊稀なり

詩を賦して事無きを楽しみ

解帶偃南扉に偃す

陽春に時沢を美し

旭霽に山暉を望む

幽禽響き未だ転ぜず

東原綠猶ほ微かなり

名は仙爵に列せらると雖も

心は已に塵機を遺る

即事は巖隱と同じ

聖渥良に違ひ難し

夜明けを知らせる水時計が禁中に張り詰めた空気をもたらし、清らかな香りの中、朝服を着た役人が嚴肅な面持ちで並んでいる。ともに詔の起草を担当していた吳氏兄弟のうち、兄はそこに並んでおり、弟である君は休暇を取つて帰っていた。今、君が休んでいる西亭は高く気

に恭しく捧げ持たれ、天子は歴代の帝王のやり方に従つて訓戒を述べられた。まるで開元年間のような穏やかな日であり、お祝いの歌を献上することにした、と詠む。

この詩は、徳宗が貞元四（七八八）年に開いた宴や、皇帝の治世の素晴らしいを言祝ぐもので、吏隱意識に直接つながる言及はない。

んびりしているようだ。今、君は詩を作つて、仕事を休んでいることを楽しみ、服の帯をほどいてゆつくりし、春の景色を愛で楽しんでいる、と言つてきた。君の名はすでに官吏の名簿に列ねられてはいるが、心は俗世のことを忘れて去つているかのようだ。君の今この状態こそは岩屋での隠遁とまさしく同じである。天子のご恩はまことに背きがたいものであるから、役人を辞めずともよいではないか、と詠む。

詩題に見える「吳舍人」は吳通玄のこと。休暇を取つて、韋應物に詩を贈つてきたようだが、おそらくその内容は官吏を辞めて隠遁したいといつたものであつたのだろう。第7句から第12句までに書かれているのは、通玄の詩の内容を受けたものだと思われる。

ここで着目したいのは、第13句以降の四句である。「仙爵」は、官吏の美称。『旧唐書』卷七十二「褚亮伝」に「始太宗既平寇亂、留意儒學。乃於宮城西起文學館、以待四方文士。……尋遣圖其狀貌、題其名字・爵里。乃命亮爲之像贊、號十八學士寫真圖。……預入館者、時所傾慕、謂之『登瀛洲』。」（始め太宗既に寇乱を平らぐるに、儒学に留意す。乃ち宮城の西に於いて文学館を起て、以て四方の文士を待す。……尋いで其の状貌を図き、其の名字・爵里を題せしむ。乃ち亮に命じて之が像の贊を為らしめ、十八学士写真図と号す。……預りて館に入る者は、時に傾慕する所となり、之を「登瀛洲」と謂ふ。）と、「学士」となつたものを「仙界に行つた人」と呼んだことを

踏まえた表現である。『旧唐書』卷一百九下「文苑伝下」吳通玄によると、通玄は貞元の初め、翰林学士に召されおり、彼を表すのにふさわしい表現となつてゐる。役人として名簿に連ねられている通玄の心はすでに俗世間の煩わしさを忘れている。このこと自体が「巖隱」と同じであるというのは、官吏をしながら隠者の心を持つてゐる、通玄の様子を詠んだものである。韋應物自身のことでないとはいえ、詩人が寺院に行つたり、僧の力を借りたりせずに、吏隠の生き方を詠むことができるようになつてゐるのは、江州刺史期の吏隠意識の表現と比べて、異なるところである。

最後に292 「奉和張大夫戲示青山郎」（卷五）を見てみよう。

1 天生逸世姿  
2 竹馬不曾騎  
3 覧卷冰將釋  
4 援毫露欲垂  
5 金貂傳幾葉  
6 玉樹長新枝  
7 榮祿何妨早  
8 甘羅亦小兒なり

天生 逸世の姿  
竹馬（曾て騎らず）  
卷を覧ること 冰の将に釈けんとするがごとく  
毫を援くこと 露の垂れんと欲するがごとし  
金貂は幾葉に伝へられ  
玉樹は新枝を長ぜしむ  
榮祿何ぞ早きを妨げん  
甘羅も亦小兒なり

生まれつき他に擢んでいた「青山郎」は、幼くして水が溶けるように書をさらさらと読みこなし、露が滴り落ちるかのようなうまい字22を書く。漢代に侍中らが付けたという金の蝉やてんの尾の飾りは、張家に何代にもわたって受け継がれ、その家に生まれた優れた子どもは、玉の樹木が新しい枝を伸ばすかのように、早くも才能を現してきた。<sup>23</sup>栄誉や俸禄を受けるのに早いと言うことはない。かつて十二歳で呂不韋に仕えた甘羅も子どもだつたではないか、と詠う。

この詩は、先に見た江州刺史期の詩「題從姪成緒西林精舍書斎」と同じく、自分より若輩のものに官吏の世界に入るよう勧める点で共通する。ただ、同じ出仕を勧める内容ではあるが、題に「戯」とあるように、子どもを相手に少しからかっているような遊び心を持つて詠われている詩である。「題從姪成緒西林精舍書斎」に使われている詩である。「題從姪成緒西林精舍書斎」には後半の二首である。「和吳舍人早春帰沐西亭言志」には、役人をしながらも隠者的心持になれば、それでよいという考えが見え、「奉和張大夫戯示青山郎」には、ゆとりをもつて役人生活を送り、他人に役人生活を推奨する姿が見えた。この時期の韋応物は総じて役人生活を積極的に肯定し、その中で隠者のようなおだやかな気持ちにな

ればよいという考え方になつていてある。しかもそれは、江州刺史期のようないくつも寺院の助けを必要としない、言い換えれば寺院にいなくて、また僧などの力を借りなくとも隠者のような落ち着いた心境になれるというものであった。

なお、左司郎中期の吏隠意識がこういうものであれば、第一節で繫年を確定が難しいとした<sup>536</sup>「送褚校書帰旧山歌」の繫年を推定することもできる。詩の最後である第19・20句に「不見東方朔、避世從容金馬門。」(見すや東方朔の、世を避けて金馬門に從容たるを。)とある。このように、役人をしながらでも隠者的心境に慣れるといふ言い方で役人の世界に留まるよう勧めているのは、左司郎中期の「和吳舍人早春帰沐西亭言志」の言い回しに近い。この表現の類似性から「送褚校書帰旧山歌」は、左司郎中期の作である可能性があると言えるだろう。では、韋応物が寺院に行かなくても落ち着いた心境を得られると言ふようになつたのには、どういう理由があつたと考えられるのであろうか。

#### 四 吏隠意識の転換の理由

前節までに確認した韋応物の意識の転換、とくに心の中で吏と隠との調和をとるために、寺院をさほど必要としなくなつたということについて考えるとき、韋応物が江州刺史から左司郎中に遷つたときに何が起つたのかを確かめる必要がある。従来は、韋応物が江州刺史から

左司郎中になつたということはわかつてゐたが、どうして左司郎中になつたのかという点について、詳細な経緯はわからなかつた。

しかし、二〇〇七年の韋応物墓誌<sup>(25)</sup>の出土によつて、韋応物が江州刺史期に直面した事件が明らかになつた。墓誌には次のようにある。

尋遷江州刺史、如滁上之政。時□使有從權之斂。君以調非明詔、悉無所供。因有是非之訟、有司詳按。聖上以州疏端切、優詔賜封扶風縣開國男。食邑三百戸。徵拜左司郎中、總轄六官、循舉戴魏之法。<sup>(尋いで江州刺史に遷り、滁上の政のごとくす。時に□使從權の斂有り。君調の明詔に非ざるを以て、悉く供せしむる所無し。因りて是非の訟有り、有司詳かに按ず。聖上州疏の端切なるを以て、優詔して扶風縣開國男に賜封す。食邑三百戸なり。徵され左司郎中に拜せられ、六官を總轄し、戴魏の法に循举す。)</sup>

ここで着目したいのは、時の皇帝德宗が詔を出して韋応物の主張を認めめたという事実である。韋応物は十四、五歳のころ、すでに皇帝の近衛として働いていた。しかし、二十歳を目前にしたころ、安禄山の乱が起り、玄宗が蜀へと落ち延びることになつた。その際、韋応物は玄宗の逃避行について行けなかつた。その数年後、洛陽丞として役人生活を始めた。落ち延びる玄宗に従うこともかなはず、皇帝の側近から一介の県丞になつてしまつた経験は韋応物にとって、大きな挫折であつた。この時に受けたであろう、皇帝の側近を外されたというショックは、おそらくその後の彼の人生でずっと尾を引いていたと思われる。

このような挫折感を抱きつづけていた韋応物にとって、皇帝に直接認められた、しかも「優詔」とあるように、自らの功績を手厚く認めてもらえたということは、官吏として働く上で大きな自信につながつたと思われる。左司郎中期の「和吳舍人早春帰沐西亭言志」にも、「聖渥良難違」（聖渥良に違ひ難し）と、皇帝に恩を感じている様子がありありと窺えるし、その後、蘇州刺史として外任を命ぜられたときの作である<sup>293</sup>「答河南李士異題香山寺」（巻五）にも「前歲守九江、恩召赴咸京。」（前歲九江に守たり、恩召ありて咸京に赴く。）と、皇帝から受けた恩を非常に大切に思つているような言い回しが見える。

このように彼が深く感じ入つてゐた皇帝の恩が、江州刺史期までの寺院などに代わつて、左司郎中期以降の役左司郎中として長安に呼びよせた。

人生活を続ける韋応物の心の支柱となつた。そして、それが彼を、白居易が手本とした吏と隠の調和がとれた精神の境地へと導いたのではないだろうか。

### 終わりに

本稿では、韋応物の左司郎中期の詩の繁年をできる限り確定した上で江州刺史期から左司郎中期にかけての韋応物の吏隱意識の変遷と、その理由について考察をした。

繁年について、從来、左司郎中期とされてきたものを全面的に見直し、そのほとんどが左司郎中期の作ではなく、この時期には四首（または五首）しか詩が詠まれていないということを確認した。

韋応物は、江州刺史期には、「道妙苟爲得、出處理無偏。」（道妙 苛しくも得たりと為さば、出處理 偏り無からん。）といふことばに象徴的なよう、仏教やそれを教えてくれる寺院という場、および僧の助けを借りることによつて、役人生活の煩わしさを乗り越えようとしていた。一方、左司郎中期にはそうした仏教や寺院、僧の助けを必要とせず、皇帝の恩を頼りに、役人生活に励んでいくようになつた様子が見られた。極端に詩作が少くなつたのも、皇帝に与えられた任務に励むことで恩返しをすることを第一としていた生活態度の表れだと考えられる。

皇帝に認められたことに起因する、こうした精神構造の転換があつたからこそ、蘇州刺史期の韋応物は白居易が範とするような役人生活を送ることができたのだろう。

### 注

(1) 四部叢刊所収那波道圓本による。作品番号は花房英樹『白氏文集の批判的研究』（彙文堂書店、一九六〇年）によつた。

以下、白居易の詩文については同じ。

(2) 赤井益久『中唐詩壇の研究』第II部第3章「閑適詩考」（創文社、二〇〇四年。初出「白居易と韋応物に見る「閑居」」。

『国学院雑誌』九十四一八、一九九三年。

(3) 墓誌とは、丘丹「唐故尚書左司郎中・蘇州刺史京兆韋君墓志銘并序」を指す。事跡の変更については、拙稿「新出土

韋応物墓誌」（中國中世文学研究）第五十四号、中国中世文学会、二〇〇八年）を参照。詩の繁年と蘇州期の吏隱意識の詳細については「韋応物の蘇州刺史期について—詩の繁年と吏隱意識—」（日本中国学会報）第六十二号、二〇一〇年刊行予定）。

(4) 本稿では四部叢刊本『韋江州集』を底本とし、陶敏・王友勝校注『韋応物集校注』（上海古籍出版社、一九九八年。『校注』と略称する）、孫望編著『韋応物詩繁年校箋』（中華書局、二〇〇二年。『繁年』と略称する）の編年、及び阮廷瑜校注『韋蘇州詩校注』（華泰文化事業公司、二〇〇〇年）を適宜参考にした。詩題の番号は、赤井益久「韋応物伝記伝本攷」（『国学院雑誌』第七十九卷第十号、一九七八年）によつた。

(5) 底本「二」に作る。中国國家図書館蔵宋乾道七年刻本『韋蘇州集』（北京図書出版社影印本、二〇〇四年）、中国国家

図書館蔵宋刻本『韋蘇州集』（北京図書出版社影印本、二〇〇四年）によって改めた。

(6)『繁年』は建中三（七八二）年の作とするが、大曆十四（七九）年の作だと考えられる。韋応物は大曆四（七六九）年に洛陽から長安に移っていると考えられ、そこから十年であれば、大曆十四年ごろにこの詩が作られたことになる。

(7)郁賢皓『唐刺史考全編』卷二百五十七「嶺南道」広州（安徽大学出版社、二〇〇〇年）。

(8)陶敏『全唐詩人名彙考』「韋応物」（遼海出版社、二〇〇六年）。

(9)傅璇琮『唐代詩人丛考』（中華書局、一〇〇三年新版）。

(10)譚優學氏は『唐詩人年行考』「李益行年考」（人民出版社、一九八一年）。のちに触れる譚氏が引用する卞氏の説は、「李益年譜稿」（『中華文史論叢』第八輯、上海古籍出版社、一九七八年）に見える。

(11)譚氏は前掲注（10）著書の中で、「司空魚公」は、「司空魯公」であると考証している。

(12)前掲注（9）傅氏著書。

(13)『旧唐書』卷十二「德宗紀上」による。『資治通鑑』卷二百二十七によると、翌五月に李懷光らが朱滔らの乱討伐の詔を受けている。

(14)傅璇琮『唐才子伝校箋』卷四「耿湧傳」（中華書局、一九八九年）に、耿湧が大曆十一年七月に括図書使となつたことが詳細に考証されている。

(15)芳村弘道氏は「韋應物の生涯」（『唐代の詩人と文献研究』

朋友書店、二〇〇七年）の「第四節 京兆府功曹から鄂縣令まで」の中で、黎幹の推舉によって韋応物が京兆府功曹にとり立てられたことを考証している。

(16)宇文邈「唐故銀青光祿大夫尚書兵部侍郎寿春郡開國公黎公墓誌銘并序」（周紹良主編『唐代墓誌彙編』貞元〇三四、上海古籍出版社、一九九二年）。

(17)蘇州刺史期の詩の繁年については、前掲注（3）拙稿において詳述する。

(18)354「東林精舍見故殿中鄭侍御題詩、追旧書情涕泗橫集。因寄呈澧州馮少府」（卷六）も寺院で詠まれた詩ではあるが、詩全体は鄭常を悼む内容であり、吏隱意識に繋がるものを見出せないため、考察の対象外とした。

(19)『旧唐書』卷十三「德宗紀下」貞元四年九月条に「癸丑、賜百僚宴於曲江亭、仍作重陽賜宴詩六韻賜之。群臣畢和、上品其優劣。以劉太真・李紓爲上等、鮑防・于邵爲次等、張濛・殷亮等二十人又次之。唯李晟・馬燧・李泌三宰相之詩不加優劣。」（癸丑、百僚に賜ひて曲江亭に宴し、仍り重陽賜宴詩六韻を作りて之に賜ふ。群臣畢<sup>（ひそひ）</sup>く和し、上其の優劣を品す。劉太真・李紓を以て上等と為し、鮑防・于邵を次等と為し、張濛・殷亮等二十人は又之に次ぐ。唯だ李晟・馬燧・李泌の三宰相の詩のみ優劣を加へず。）とある。

(20)?~七九四?。兄の吳通微とともに文才があることで有名であった。貞元の初め、翰林学士、起居舍人となり、知制誥にも任じられた。『旧唐書』卷一百九十九下、『新唐書』卷一百四十五に伝がある。なお、「校注」は、吳通微が中書舍人

となつたことがあるので、この吳舍人を吳通微とする。しかし、通微が中書舍人となつたのは、貞元七（七九一）年のことで、このころ韋應物はすでに蘇州で亡くなつてゐるため、通微とするのは誤りである。また、『旧唐書』は、通微を兄、通玄を弟とするが、『新唐書』は通微を弟とし、通玄を兄とする。この詩をもとに考えると、『旧唐書』の記述の方が正しい。

(21) 「仙爵」という語は、ほかに見られない言葉である。なお、この表現を韋應物が使つた意図として、本文で述べた吳通玄が学士であつたということ以外に、詩を贈る相手の名が「通玄」であるから、その名の奥深い道理に通じてゐる人物であることも踏まえて「仙」と言つたとも考えられる。

(22) 「垂露」という、細く柔らかな線で書かれる字体の名をもじつた句。王愔『文字志』（『初學記』卷二十一）に「垂露書、如懸針而勢不遒勁、阿那若濃露之垂。故謂之垂露。」（垂露書は、懸針にして勢ひ遒勁ならず、阿那たること濃露の垂るるが）とし。故に之を垂露と謂ふ。）とある。

(23) 「玉樹」は、『世說新語』言語篇92に「謝太傅問諸子姪、『子弟亦何預人事。而正欲使其佳。』諸人莫有言者。車騎答曰、『譬<sup>たゞ</sup>如芝蘭玉樹、欲使其生於階庭耳。』」（謝太傅諸子姪に問ふ、「子弟亦何ぞ人事に預からん。而るに正に其れをして佳ならしめんと欲す」と。諸人言ふ有る者莫<sup>な</sup>し。車騎答へて曰く、「譬<sup>たゞ</sup>ふれば芝蘭玉樹の、其れをして階庭に生ぜしめんと欲するが」ときのみ」と。）とあるのを踏まえ、立派な子弟のことと/or>を喻える。

(24) 甘茂の孫。甘茂の死後、十二歳で秦の呂不韋に仕えた。『史記』卷七十一「甘羅列伝」に「甘羅者、甘茂孫也。茂既死後、甘羅年十二、事秦相文信侯呂不韋。」（甘羅は、甘茂の孫なり。既に死せし後、甘羅年十二にして、秦相文信侯呂不韋に事ふ。）とある。

(25) 前掲注(3)拙稿参照。

(26) 拙稿「新出土韋應物妻元蘋墓誌」（『中國學研究論集』第二十一号、二〇〇八年十二月）の中で詳しく述べた。